

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和4年5月10日

堺市議会議長 池尻 秀樹 様

議員氏名 三宅 達也



堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和3年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入

(単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@ 2 7 0 0 0 0 円 × 1 2 カ月 = 3, 2 4 0, 0 0 0 円
2 その他	0	自己資金
収 入 合 計	3,240,000	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	66,237	66,237	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	52,800	52,800	
広報・広聴費	528,575	528,575	
人件費	1,092,000	1,092,000	
事務・事務所費	1,321,960	1,321,960	
支 出 合 計	3,061,572	3,061,572	

様式第 1 4 号（第 7 条関係）

令和 3 年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 三 宅 達 也

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
[調査研究費]	4/1～3/31	堺市政、府市連携、泉北ニュータウンの街づくりに関する調査研究のため堺市内へ調査訪問をおこなった。
[資料購入費]	4/1～3/31	市政全般に関する調査研究を行うため日刊の新聞を 1 社購入。
[広報・広聴費]	4/1～3/31	市政への調査結果や議会の報告を行うため、市政レポートを令和 4 年 1 月に 28000 部印刷し、手配り配布、ポスティング等にて約 700 枚配布を行った。あわせて約 6300 枚を郵送にて配布した。 3 月 25 日読売新聞、産経新聞に約 21000 部折込を行い堺市南区に配布した
[人件費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究および市政に関する陳情を受けるため事務員を雇用した。
[事務・事務所費]	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため南区桃山台にて事務作業とその他事務所業務を行った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/4/2	4-1		3,646	-3,646	ガソリン代4月支払い分	①	50
2021/4/2	4-2		9,088	-12,734	Microsoft365Personal (マイクロソフトオフィス)	⑨	70
2021/4/9	4-3		84,000	-96,734	事務所家賃4月支払い分	⑨	70
2021/4/9		810,000		713,266	政務活動費4.5.6月分受入		
2021/4/12	4-4		3,128	710,138	携帯電話4月支払い分	⑨	50
2021/4/19	4-5		3,271	706,867	事務所電気代4月支払い分	⑨	70
2021/4/19	4-6		5,056	701,811	事務所電話代4月支払い分	⑨	70
2021/4/20	4-7		91,000	610,811	事務員人件費4月支払い分	⑧	70
2021/4/26	4-8		3,796	607,015	事務所ネット接続代4月支払い分	⑨	70
2021/4/26	4-9		4,900	602,115	事務所駐車場代4月支払い分	⑨	70
2021/4/26	4-10		4,400	597,715	読売新聞4月分	⑥	100
月 計		810,000	212,285	597,715			
累 計		810,000	212,285	597,715			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/5/6	5-1		6,033	591,682	ガソリン代5月支払い分	①	50
2021/5/10	5-2		84,000	507,682	事務所家賃5月支払い分	⑨	70
2021/5/10	5-3		3,935	503,747	携帯電話5月支払い分	⑨	50
2021/5/20	5-4		91,000	412,747	事務員人件費5月支払い分	⑧	70
2021/5/24	5-5		3,033	409,714	事務所電気代5月支払い分	⑨	70
2021/5/25	5-6		4,900	404,814	事務所駐車場代5月支払い分	⑨	70
2021/5/26	5-7		3,796	401,018	事務所ネット接続代5月支払い分	⑨	70
2021/5/28	5-8		4,400	396,618	読売新聞5月分	⑥	100
2021/5/28	5-9		2,091	394,527	事務所水道使用料5月支払い分	⑨	70
月 計		0	203,188	-203,188			
累 計		810,000	415,473	394,527			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/6/2	6-1		5,982	388,545	ガソリン代6月支払い分	①	50
2021/6/10	6-2		84,000	304,545	事務所家賃6月支払い分	⑨	70
2021/6/10	6-3		2,665	301,880	携帯電話6月支払い分	⑨	50
2021/6/18	6-4		91,000	210,880	事務員人件費6月支払い分	⑧	70
2021/6/22	6-5		2,755	208,125	事務所電気代6月支払い分	⑨	70
2021/6/22	6-6		4,866	203,259	事務所電話代6月支払い分	⑨	70
2021/6/25	6-7		4,900	198,359	事務所駐車場代6月支払い分	⑨	70
2021/6/26	6-8		4,400	193,959	読売新聞6月分	⑥	100
2021/6/28	6-9		3,796	190,163	事務所ネット接続代6月支払い分	⑨	70
月 計		0	204,364	-204,364			
累 計		810,000	619,837	190,163			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/7/2	7-1		4,029	186,134	ガソリン代7月支払い分	①	
2021/7/9	7-2		84,000	102,134	事務所家賃7月支払い分	⑨	
2021/7/9		810,000		912,134	政務活動費7.8.9月分受入		
2021/7/12	7-3		2,606	909,528	携帯電話7月支払い分	⑨	
2021/7/20	7-4		91,000	818,528	事務員人件費7月支払い分	⑧	
2021/7/26	7-5		3,796	814,732	事務所ネット接続代7月支払い分	⑨	
2021/7/27	7-6		4,900	809,832	事務所駐車場代7月支払い分	⑨	
2021/7/29	7-7		4,400	805,432	読売新聞7月分	⑥	
2021/7/29	7-8		2,158	803,274	事務所水道使用料7月支払い分	⑨	
2021/7/29	7-9		4,461	798,813	事務所電気代7月支払い分	⑨	
月 計		810,000	201,360	608,650			
累 計		1,620,000	821,187	798,813			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/8/2	8-1		6,183	792,630	ガソリン代8月支払い分	①	
2021/8/7	8-2		84,000	708,630	事務所家賃8月支払い分	⑨	
2021/8/10	8-3		2,544	706,086	携帯電話8月支払い分	⑨	
2021/8/20	8-4		91,000	615,086	事務員人件費8月支払い分	⑧	
2021/8/25	8-5		4,900	610,186	事務所駐車場代8月支払い分	⑨	
2021/8/26	8-6		4,400	605,786	読売新聞8月分	⑥	
2021/8/26	8-7		63,250	542,536	ホームページ保守料、ホームページ改修代	⑦	
2021/8/26	8-8		4,277	538,259	事務所電気代8月支払い分	⑨	
2021/8/26	8-9		5,696	532,563	事務所電話代8月支払い分	⑨	
2021/8/26	8-10		3,797	528,766	事務所ネット接続代8月支払い分	⑨	
月 計		0	270,047	-270,047			
累 計		1,620,000	1,091,234	528,766			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/9/2	9-1		8,777	519,989	ガソリン代9月支払い分	①	
2021/9/10	9-2		84,000	435,989	事務所家賃9月支払い分	⑨	
2021/9/10	9-3		2,578	433,411	携帯電話9月支払い分	⑨	
2021/9/18	9-4		91,000	342,411	事務員人件費9月支払い分	⑧	
2021/9/24	9-5		3,585	338,826	事務所電気代9月支払い分	⑨	
2021/9/25	9-6		4,400	334,426	読売新聞9月分	⑥	
2021/9/27	9-7		3,797	330,629	事務所ネット接続代9月支払い分	⑨	
2021/9/28	9-8		4,900	325,729	事務所駐車場代9月支払い分	⑨	
2021/9/29	9-9		2,158	323,571	事務所水道使用料9月支払い分	⑨	
2021/9/29	9-10		1,751	321,820	プリンターインク代	⑨	
月 計		0	206,946	-206,946			
累 計		1,620,000	1,298,180	321,820			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/10/4	10-1		4,220	317,600	ガソリン代10月支払い分	①	
2021/10/8		810,000		1,127,600	政務活動費10.11.12月分受入		
2021/10/8	10-2		84,000	1,043,600	事務所家賃10月支払い分	⑨	
2021/10/11	10-3		3,350	1,040,250	携帯電話10月支払い分	⑨	
2021/10/20	10-4		91,000	949,250	事務員人件費10月支払い分	⑧	
2021/10/22	10-5		4,165	945,085	事務所電気代10月支払い分	⑨	
2021/10/22	10-6		5,599	939,486	事務所電話代10月支払い分	⑨	
2021/10/26	10-7		3,797	935,689	事務所ネット接続代10月支払い分	⑨	
2021/10/26	10-8		4,900	930,789	事務所駐車場代10月支払い分	⑨	
2021/10/28	10-9		4,400	926,389	読売新聞10月分	⑥	
月 計		810,000	205,431	604,569			
累 計		2,430,000	1,503,611	926,389			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団

三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/11/2	11-1		6,243	920,146	ガソリン代11月支払い分	①	
2021/11/10	11-2		84,000	836,146	事務所家賃11月支払い分	⑨	
2021/11/10	11-3		3,358	832,788	携帯電話11月支払い分	⑨	
2021/11/20	11-4		91,000	741,788	事務員人件費11月支払い分	⑧	
2021/11/25	11-5		4,900	736,888	事務所駐車場代11月支払い分	⑨	
2021/11/26	11-6		3,797	733,091	事務所ネット接続代11月支払い分	⑨	
2021/11/30	11-7		4,400	728,691	読売新聞11月分	⑥	
月 計		0	197,698	-197,698			
果 計		2,430,000	1,701,309	728,691			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2021/12/1	12-1		4,323	724,368	事務所電気代11月支払い分	⑨	
2021/12/2	12-2		4,266	720,102	ガソリン代12月支払い分	①	
2021/12/10	12-3		84,000	636,102	事務所家賃12月支払い分	⑨	
2021/12/10	12-4		2,158	633,944	事務所水道使用料12月支払い分	⑨	
2021/12/10	12-5		3,544	630,400	携帯電話12月支払い分	⑨	
2021/12/18	12-6		91,000	539,400	事務員人件費12月支払い分	⑧	
2021/12/23	12-7		4,400	535,000	読売新聞12月分	⑥	
2021/12/24	12-8		4,900	530,100	事務所駐車場代12月支払い分	⑨	
2021/12/27	12-9		4,549	525,551	事務所電話代12月支払い分	⑨	
2021/12/27	12-10		3,797	521,754	事務所ネット接続代12月支払い分	⑨	
2021/12/29	12-11		3,942	517,812	事務所電気代12月支払い分	⑨	
月 計		0	210,879	-210,879			
累 計		2,430,000	1,912,188	517,812			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/1/4	1-1		8,656	509,156	ガソリン代1月支払い分	①	
2022/1/7		810,000		1,319,156	政務活動費1.2.3月分受入		
2022/1/8	1-2		84,000	1,235,156	事務所家賃1月支払い分	⑨	
2022/1/12	1-3		3,914	1,231,242	携帯電話1月支払い分	⑨	
2022/1/20	1-4		91,000	1,140,242	事務員人件費1月支払い分	⑧	
2022/1/26	1-5		4,900	1,135,342	事務所駐車場代1月支払い分	⑨	
2022/1/26	1-6		3,797	1,131,545	事務所ネット接続代1月支払い分	⑨	
月 計		810,000	196,267	613,733			
累 計		3,240,000	2,108,455	1,131,545			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/2/2	2-1		5,147	1,126,398	事務所電気代1月分	⑨	
2022/2/2	2-2		4,070	1,122,328	ガソリン代2月支払い分	①	
2022/2/3	2-3		4,400	1,117,928	読売新聞1月分	⑥	
2022/2/10	2-4		3,213	1,114,715	携帯電話2月支払い分	⑨	
2022/2/10	2-5		84,000	1,030,715	事務所家賃2月支払い分	⑨	
2022/2/10	2-6		2,158	1,028,557	事務所水道使用料2月支払い分	⑨	
2022/2/19	2-7		91,000	937,557	事務員人件費2月支払い分	⑧	
2022/2/21	2-8		18,340	919,217	プリンター代	⑨	
2022/2/25	2-9		4,883	914,334	事務所電話代2月支払い分	⑨	
2022/2/25	2-10		4,900	909,434	事務所駐車場代2月支払い分	⑨	
2022/2/28	2-11		3,796	905,638	事務所ネット接続代2月支払い分	⑨	
月 計		0	225,907	-225,907			
累 計		3,240,000	2,334,362	905,638			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名

大阪維新の会堺市議会議員団

三宅 達也

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
2022/3/2	3-1		4,132	901,506	ガソリン代3月支払い分	①	
2022/3/3	3-2		4,400	897,106	読売新聞2月分	⑥	
2022/3/3	3-3		4,997	892,109	事務所電気代2月分	⑨	
2022/3/10	3-4		3,087	889,022	携帯電話3月支払い分	⑨	
2022/3/10	3-5		84,000	805,022	事務所家賃3月支払い分	⑨	
2022/3/16	3-6		1,316	803,706	セロテープ代	⑨	
2022/3/17	3-7		1,751	801,955	プリンターインク代	⑨	
2022/3/19	3-8		91,000	710,955	事務員人件費3月支払い分	⑧	
2022/3/21	3-9		37,674	673,281	マイクロソフトsurface pro5	⑨	
2022/3/24	3-10		6,384	666,897	郵送料84×95通	⑦	
2022/3/25	3-11		4,900	661,997	事務所駐車場代3月支払い分	⑨	
2022/3/25	3-12		237,709	424,288	アイティ 印刷 封筒 折り込み代	⑦	
2022/3/26	3-13		12,166	412,122	キーボード	⑨	
2022/3/28	3-14		3,796	408,326	事務所ネット接続代3月支払い分	⑨	
2022/3/28	3-15		221,232	187,094	メール便44×6286通	⑦	
2022/3/30	3-16		4,266	182,828	事務所電気代3月分	⑨	
2022/3/31	3-17		4,400	178,428	読売新聞3月分	⑥	
月 計		0	727,210	-727,210			
累 計		3,240,000	3,061,572	178,428			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]年 [REDACTED]月 [REDACTED]日		
住 所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和2年 4月 1日 ～ 令和3年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	27.5時間 / 週 (1日 5.5時間 × 5日 / 週)		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	130,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☒ 後援会活動 ☐ ()活動		
按分	70 %	☒ 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.25 時間 (週勤務時間数) 27.5 時間 ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☒ 生計を一にしない親族 ☐ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	平日のみ勤務(桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤)を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動も週8時間以上行っていない状況に照らして念のため70%の按分にて算定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所	大阪府堺市	TEL

下記の条件で契約します。

雇用期間	令和2年4月1日から 令和3年3月31日まで
就業場所	堺市南区桃山台3-1-2
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等
就業時間 (休憩時間)	午前 10 時 30 分から 午後 5 時 00 分まで (正午から午後1時までの1時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。
休 日	日曜日、月曜日、祝日 但し業務の都合上就業日を変更する場合がある。
給与(賃金)	月額 130,000 円
給与支払	月末締翌月 20 日支払い
給与振込先	郵便貯金 14160-78554511

上記契約期間満了をもって本契約を解消する。

契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。

令和2年4月1日

雇用者

三宅達也



被雇用者



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日		
住 所	〒[REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	令和3年 4月 1日 ～ 令和4年 3月 31日		
雇用形態	☒ 直接雇用 ☐ その他(派遣等)		
勤務時間数	27.5 時間 / 週 (1日 5.5 時間 × 5日 / 週)		
賃金額	☒ 月額 ☐ 日額 ☐ 時給	130,000 円	
業務内容	☒ 政務活動 ☐ 政党活動 ☐ 後援会活動 ☐ () 活動		
按分	70 %	☒ 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 19.25 時間</u> <u>(週勤務時間数) 27.5 時間</u> ☐ 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	☒ 生計を一にしない親族 ☐ 第三者 ☐ その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	平日のみ勤務(桃山台近隣センターの状況から土曜日出勤)を基本として、出勤日及び勤務時間帯は、必要に応じて合意の上で変更を行う。政務活動に限定して活動しているが、切り分けることが判別しにくい政務活動以外の活動も週8時間以上行っていない状況に照らして念のため70%の按分にて算定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動＋後援会活動	1 / 2
政務活動＋後援会活動＋政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな	[REDACTED]		生 年 月 日
氏 名	[REDACTED]		[REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日生
現 住 所	大阪府堺市 [REDACTED]	TEL	[REDACTED]
下記の条件で契約します。			
雇用期間	令和3年 4月 1日から 令和4年 3月 31日まで		
就業場所	堺市南区桃山台 3-1-2		
仕事内容	政務活動にかかる補助および関係書類の作成等		
就業時間 (休憩時間)	午前 10時 30分から 午後 5時 00分まで (正午から午後1時までの1時間) 但し業務の都合上就業時間休憩時間を変更する場合がある。		
休 日	日曜日、月曜日、祝日 但し業務の都合上就業日を変更する場合がある。		
給与(賃金)	月額 130,000 円		
給与支払	月末締翌月 20 日支払い		
給与振込先	三井住友銀行 187-1297454		
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。			
契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。			
令和3年 4月 / 日 雇用者 三宅 達也 被雇用者 [REDACTED]  			

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	11:30	18:00	05:30		
2	火	11:30	18:00	05:30		
3	水	11:30	18:00	05:30		
4	木	11:30	18:00	05:30		
5	金	11:00	17:30	05:30		
6	土					
7	日					
8	月	11:00	17:30	05:30		
9	火	11:00	17:30	05:30		
10	水	11:00	17:30	05:30		
11	木	11:00	17:30	05:30		
12	金	11:00	17:30	05:30		
13	土					
14	日					
15	月	11:00	17:30	05:30		
16	火	11:00	17:30	05:30		
17	水	11:00	17:30	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土					
21	日					
22	月	11:00	17:30	05:30		
23	火	11:00	17:30	05:30		
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	11:00	17:30	05:30		
27	土					
28	日					
29	月	11:00	17:30	05:30		
30	火	11:30	18:00	05:30		
31	水	11:30	18:00	05:30		
合 計				126:30	0:00	
出勤日数				23日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	10:30	17:00	05:30		
2	金	10:30	17:00	05:30		
3	土					
4	日					
5	月	11:00	17:30	05:30		
6	火	11:00	17:30	05:30		
7	水	11:00	17:30	05:30		
8	木	11:00	17:30	05:30		
9	金	11:00	17:30	05:30		
10	土					
11	日					
12	月	11:00	17:30	05:30		
13	火	11:00	17:30	05:30		
14	水	11:00	17:30	05:30		
15	木	11:30	18:00	05:30		
16	金	11:00	17:30	05:30		
17	土					
18	日					
19	月	11:30	18:00	05:30		
20	火	11:30	18:00	05:30		
21	水	11:30	18:00	05:30		
22	木	11:00	17:30	05:30		
23	金	11:00	17:30	05:30		
24	土					
25	日					
26	月	11:30	18:00	05:30		
27	火	11:00	17:30	05:30		
28	水	11:00	17:30	05:30		
29	木					
30	金	11:00	17:30	05:30		
合 計				115:30	0:00	
出勤日数					21 日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火					
5	水					
6	木	11:00	17:30	05:30		
7	金	11:00	17:30	05:30		
8	土					
9	日					
10	月	11:00	17:30	05:30		
11	火	11:00	17:30	05:30		
12	水	11:00	17:30	05:30		
13	木	11:00	17:30	05:30		
14	金	11:00	17:30	05:30		
15	土					
16	日					
17	月	10:30	17:00	05:30		
18	火	10:30	17:00	05:30		
19	水	10:30	17:00	05:30		
20	木	10:30	17:00	05:30		
21	金	10:30	17:00	05:30		
22	土					
23	日					
24	月	11:00	17:30	05:30		
25	火	11:00	17:30	05:30		
26	水	11:00	17:30	05:30		
27	木	11:00	17:30	05:30		
28	金	11:00	17:30	05:30		
29	土					
30	日					
31	月	11:00	17:30	05:30		
合 計				99:00	0:00	
出勤日数				18 日		



出勤簿 (2021 年 6 月)

氏名:

E1-33.1.1

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	11:00	17:30	05:30		
2	水	11:00	17:30	05:30		
3	木	11:00	17:30	05:30		
4	金	11:00	17:30	05:30		
5	土					
6	日					
7	月	10:30	17:00	05:30		
8	火	11:00	17:30	05:30		
9	水	11:00	17:30	05:30		
10	木	11:00	17:30	05:30		
11	金	11:00	17:30	05:30		
12	土	10:30	17:00	05:30		
13	日					
14	月					
15	火	11:00	17:30	05:30		
16	水	11:00	17:30	05:30		
17	木	10:30	17:00	05:30		
18	金	10:30	17:00	05:30		
19	土	10:30	17:00	05:30		
20	日					
21	月					
22	火	11:00	17:30	05:30		
23	水	11:00	17:30	05:30		
24	木	11:00	17:30	05:30		
25	金	11:00	17:30	05:30		
26	土	11:00	17:30	05:30		
27	日					
28	月					
29	火	11:00	17:30	05:30		
30	水	11:00	17:30	05:30		
合 計				121:00	0:00	
出勤日数				22 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	木	11:00	17:30	05:30		
2	金	11:00	17:30	05:30		
3	土	10:30	17:00	05:30		
4	日					
5	月					
6	火	11:00	17:30	05:30		
7	水	11:00	17:30	05:30		
8	木	11:00	17:30	05:30		
9	金	11:00	17:30	05:30		
10	土	11:00	17:30	05:30		
11	日					
12	月					
13	火	11:00	17:30	05:30		
14	水	11:00	17:30	05:30		
15	木	11:00	17:30	05:30		
16	金	10:30	17:00	05:30		
17	土	11:00	17:30	05:30		
18	日					
19	月	11:00	17:30	05:30		
20	火	11:00	17:30	05:30		
21	水	11:00	17:30	05:30		
22	木	11:00	17:30	05:30		
23	金	11:00	17:30	05:30		
24	土	11:00	17:30	05:30		
25	日					
26	月					
27	火	10:30	17:00	05:30		
28	水					
29	木	11:00	17:30	05:30		
30	金	11:00	17:30	05:30		
31	土	11:00	17:30	05:30		
合 計				126:30	0:00	
出勤日数				23日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	11:00	17:30	05:30		
4	水	11:00	17:30	05:30		
5	木	11:00	17:30	05:30		
6	金	10:30	17:00	05:30		
7	土	10:30	17:00	05:30		
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	11:00	17:30	05:30		
12	木	11:00	17:30	05:30		
13	金	11:00	17:30	05:30		
14	土	10:30	17:00	05:30		
15	日					
16	月					
17	火	11:00	17:30	05:30		
18	水	11:00	17:30	05:30		
19	木	11:00	17:30	05:30		
20	金	11:00	17:30	05:30		
21	土	11:30	18:00	05:30		
22	日					
23	月					
24	火	11:00	17:30	05:30		
25	水	11:00	17:30	05:30		
26	木	11:00	17:30	05:30		
27	金	11:00	17:30	05:30		
28	土	11:30	18:00	05:30		
29	日					
30	月					
31	火	11:30	18:00	05:30		
合 計				110:00	0:00	
出勤日数				20 日		



出勤簿 (2021 年 9 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	11:00	17:30	05:30		
2	木	11:00	17:30	05:30		
3	金	11:00	17:30	05:30		
4	土	11:00	17:30	05:30		
5	日					
6	月					
7	火	11:00	17:30	05:30		
8	水	11:00	17:30	05:30		
9	木	11:00	17:30	05:30		
10	金	11:00	17:30	05:30		
11	土	11:00	17:30	05:30		
12	日					
13	月					
14	火	11:00	17:30	05:30		
15	水	11:00	17:30	05:30		
16	木	11:00	17:30	05:30		
17	金	11:00	17:30	05:30		
18	土	11:00	17:30	05:30		
19	日					
20	月					
21	火	11:00	17:30	05:30		
22	水	11:00	17:30	05:30		
23	木					
24	金	11:00	17:30	05:30		
25	土	11:00	17:30	05:30		
26	日					
27	月					
28	火	11:30	18:00	05:30		
29	水	11:30	18:00	05:30		
30	木	11:30	18:00	05:30		
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21	日	



出勤簿 (2021 年 10 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	金	11:00	17:30	05:30		
2	土	11:00	17:30	05:30		
3	日					
4	月					
5	火	11:00	17:30	05:30		
6	水	11:00	17:30	05:30		
7	木	11:30	18:00	05:30		
8	金	10:30	17:00	05:30		
9	土	10:30	17:00	05:30		
10	日					
11	月					
12	火	10:30	17:00	05:30		
13	水	10:30	17:00	05:30		
14	木	10:30	17:00	05:30		
15	金	10:30	17:00	05:30		
16	土	11:30	18:00	05:30		
17	日					
18	月					
19	火	10:30	17:00	05:30		
20	水	10:30	17:00	05:30		
21	木	10:30	17:00	05:30		
22	金	10:30	17:00	05:30		
23	土	10:30	17:00	05:30		
24	日					
25	月					
26	火	11:30	18:00	05:30		
27	水	11:30	18:00	05:30		
28	木	11:30	18:00	05:30		
29	金	11:30	18:00	05:30		
30	土	11:30	18:00	05:30		
31	日					
合 計				121:00	0:00	
出勤日数				22	日	



出勤簿 (2021 年 11 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月					
2	火	10:30	17:00	05:30		
3	水					
4	木	10:30	17:00	05:30		
5	金	10:30	17:00	05:30		
6	土	10:30	17:00	05:30		
7	日					
8	月					
9	火	11:00	17:30	05:30		
10	水	11:00	17:30	05:30		
11	木	11:00	17:30	05:30		
12	金	11:00	17:30	05:30		
13	土	10:30	17:00	05:30		
14	日					
15	月					
16	火	11:00	17:30	05:30		
17	水	11:00	17:30	05:30		
18	木	11:00	17:30	05:30		
19	金	11:00	17:30	05:30		
20	土	11:00	17:30	05:30		
21	日					
22	月					
23	火					
24	水	11:00	17:30	05:30		
25	木	11:00	17:30	05:30		
26	金	11:00	17:30	05:30		
27	土	11:30	18:00	05:30		
28	日					
29	月					
30	火	11:30	18:00	05:30		
合 計				104:30	0:00	
出勤日数				19	日	



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	水	11:00	17:30	05:30		
2	木	11:00	17:30	05:30		
3	金	10:30	17:00	05:30		
4	土	10:30	17:00	05:30		
5	日					
6	月					
7	火	10:30	17:00	05:30		
8	水	10:30	17:00	05:30		
9	木	10:30	17:00	05:30		
10	金	11:00	17:30	05:30		
11	土	11:00	17:30	05:30		
12	日					
13	月					
14	火	11:00	17:30	05:30		
15	水	11:00	17:30	05:30		
16	木	11:00	17:30	05:30		
17	金	11:00	17:30	05:30		
18	土	11:30	18:00	05:30		
19	日					
20	月					
21	火	10:30	17:00	05:30		
22	水	10:30	17:00	05:30		
23	木	11:00	17:30	05:30		
24	金	11:00	17:30	05:30		
25	土	10:30	17:00	05:30		
26	日					
27	月					
28	火	10:30	17:00	05:30		
29	水	10:30	17:00	05:30		
30	木					
31	金					
合 計				115:30	0:00	
出勤日数				21	日	



出勤簿 (2022 年 1 月)

氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火	10:30	17:00	05:30		
5	水	10:30	17:00	05:30		
6	木	10:30	17:00	05:30		
7	金	11:30	18:00	05:30		
8	土	11:00	17:30	05:30		
9	日					
10	月					
11	火					
12	水	11:00	17:30	05:30		
13	木	11:00	17:30	05:30		
14	金	11:00	17:30	05:30		
15	土	10:30	17:00	05:30		
16	日					
17	月					
18	火	11:00	17:30	05:30		
19	水	11:00	17:30	05:30		
20	木	11:00	17:30	05:30		
21	金	11:00	17:30	05:30		
22	土	11:00	17:30	05:30		
23	日					
24	月					
25	火	11:30	18:00	05:30		
26	水	11:30	18:00	05:30		
27	木	11:30	18:00	05:30		
28	金	11:30	18:00	05:30		
29	土	11:00	17:30	05:30		
30	日					
31	月					
合 計				104:30	0:00	
出勤日数				19 日		



氏名: 

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	火	11:30	18:00	05:30		
2	水	11:00	17:30	05:30		
3	木	11:30	18:00	05:30		
4	金	11:00	17:30	05:30		
5	土	11:00	17:30	05:30		
6	日					
7	月					
8	火	11:00	17:30	05:30		
9	水	11:00	17:30	05:30		
10	木	11:00	17:30	05:30		
11	金					
12	土	11:00	17:30	05:30		
13	日					
14	月					
15	火	11:30	18:00	05:30		
16	水	11:30	18:00	05:30		
17	木	11:00	17:30	05:30		
18	金	11:00	17:30	05:30		
19	土	11:00	17:30	05:30		
20	日					
21	月					
22	火	11:00	17:30	05:30		
23	水					
24	木	11:00	17:30	05:30		
25	金	11:30	18:00	05:30		
26	土	11:30	18:00	05:30		
27	日					
28	月					
合 計				99:00	0:00	
出勤日数					18日	



事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 大阪維新の会堺市議会議員団 三宅 達也

管理責任者 (議員名)	三宅 達也		
事務所名	みやけ達也市政事務所		
所在地	〒590-0141 堺市南区桃山台3丁1-2 TEL 072 (299) 0777		
兼用の有無	☐ 自宅兼事務所 ☒ 専用事務所 (賃貸借契約先 XXXXXXXXXX)		
	他用途との兼用 ☒ 有 ⇒ ☐ 無	☐ 私的使用	
		☐ 後援会事務所	
		☒ 政党活動事務所	
		☐ 会社等 (関係団体)	
延べ面積	40.0 ㎡	賃借料	月額 120,000 円 (政務活動費充当額 84,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70 %	(次のいずれかの説明方法を選択) ☒ 使用面積による 使用面積 28 ㎡/延べ面積 (㎡) ☐ 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	☒ 電気代・・・ 70% ☒ 水道代・・・ 70% ☐ ガス代・・・ % ☒ 固定電話代・・・ 70% ☒ その他 (ネット回線、ネット電話)・・・ 70%	
	駐車場 賃借料	70 %	月額 7,000 円 (政務活動費充当額 4,900 円)
		【所在地】 同上	
所有区分	☐ 生計を一にしない親族 ☒ 第三者 ☐ その他 () ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事業用建物賃貸借契約書

平成23年10月5日

貸主： XXXXXXXXXX 様

借主： 三宅 達也 様

株式会社 西上建設

事業用建物賃貸借契約書

(物件の表示)

名 称	桃山台店舗一部		
所 在 地	大阪府堺市南区桃山台3丁1番2号		
種 類	☒ 店舗・ ☐ 事務所・ ☐ 工場・ ☐ 倉庫・ ☐ その他()		
構 造	☐ 木造・ ☐ 鉄骨造・ ☒ 鉄筋コンクリート造・ ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ その他()		
屋 根	☐ 瓦葺・ ☒ 陸屋根・ ☐ カラーベスト葺・ ☐ 鋼板葺・ ☐ その他()		
契約対象面積 ☐ 壁芯 ☐ 内法	建物1階部分	40.00㎡	備考 1階 82.71㎡の一部 <u>40.00㎡</u>
	建物2階部分	㎡	
		㎡	
	合 計	40.00㎡	
所有名義人	[REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
備 考			

貸主(甲) [REDACTED] と、借主(乙) 三宅達也 は今般、下記条項を承諾のうえ、上記物件に関する事業用建物賃貸借契約を締結する。

第1条 (使用目的の制限)

- 乙は、本物件を 堺市政相談所 としての業務のために使用し、甲の書面による承諾のない限り、他の用途に使用してはならない。
- 乙は本物件の全部又は一部を、他の者へ譲渡・転貸及び使用させてはならない。

第2条（賃貸借期間）

賃貸借期間は平成23年11月1日より平成26年10月31日迄の3年間とする。

契約時の1ヶ月に満たない賃料等は、1ヶ月を30日として日割り計算とする。ただし、退去の際は日割りの清算は行わないものとする。

第3条（賃料・消費税等）

1. 賃料・消費税等は下記の通りと定め、支払うものとする。

賃料	賃料 H.24.11月より	支払い時期・方法
月額 100,000 円 内消費税等相当額 4,762円	月額 117,000 円 内消費税等相当額 5,572円	毎月10日までに当月分を ☐ 持参 ☒ 振込 ☐

2. 支払方法

支払期日 支払方法	【●】	上記の賃料等は、毎月10日までに当月分を下記の方法により支払うものとする。 ただし、振込み費用等は乙の負担とする。	
	【 】		
【●】銀行振込 ・ 【 】自動引落 ・ 【 】甲へ持参 ・ 【 】その他()			
振込先	三井住友銀行		泉北とが支店
	フリガナ		預金種目 【●】普通 ・ 【 】当座
	受取人名義		口座番号

3 商店会費・駐車場の支払い

商店会費・駐車場代は 別途、桃山台商店会と契約締結とする。

第4条（賃料の更改）

賃料は、甲・乙協議のうえ改定するものとする。但し、この改定が、土地・建物に対する租税公課・消費税の増減、物価の変動、又は近隣の賃料に比較して不相当になった場合は、これ等の事情を勘案して、当事者間にて、その増減額を決めるものとする。

第5条（礼金）

本契約の礼金として、乙は甲に金 円也（内消費税等相当額 円）を支払うものとする。この礼金は、返還されないことを乙は承諾した。

第6条 (契約の更新)

甲乙は標記契約期間満了の 1 ヶ月前迄に、任期満了日及び選挙を考慮し、改めて契約更新を行う。但し、乙の任期満了の日まで本契約は賃貸借期間を延長することができる。

第7条 (解約の申し入れ)

当事者間の都合により本契約を解約するときは、甲は6ヶ月前迄に、乙は3ヶ月前迄に書面にて通告することを要するものとし、この場合、本契約は、通告の期間満了と同時に、終了するものとする。

第8条 (諸費用の負担)

電気・水道・電話・商店会費・駐車場等は乙の負担とする。

第9条 (連帯保証人)

連帯保証人 (丙) XXXXXXXXXX は、乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

第10条 (乙の代表者変更の場合)

乙の代表者 (法人等への名称の変更、法律上又は事実上本物件を使用し、支配する責任者を含む) が変更した場合は、乙は、直ちにその旨を書面にして甲に届出なければならない。

第11条 (立ち入り)

甲は、本物件の維持・修繕あるいは管理・保安上必要がある場合は、これに立ち入る事が出来るものとする。

この場合、原則として、事前に乙へ連絡するものとするが、火災等の緊急の場合は、この限りでない。

第12条 (無断造作等の禁止)

1. 乙は、甲の承諾なくして本物件へ、原状を変更する設備・改造・造作・撤去等の行為をしてはならない。乙は甲に図面等を提示したうえ、甲の承諾を得るものとする。

2. 前項の工事に要する費用は、一切乙の負担とし、退去の時は、乙は原状回復し明け渡さなければならない。

第13条 (修理等)

1. 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理費は甲の負担とし、出入口、窓、給排水設備・電気・照明設備等付属設備の修理は、乙の負担において行なうものとする。
2. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲へ通知しなければならないものとする。
3. 乙は、本物件及び諸造作設備の自らの負担において実施する場合であっても、その修理方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

第14条（賃借人の管理義務）

乙及びその関係者は本物件の使用に際し、本契約条項及び甲の注意を守り、善良なる管理者の注意をもって、その保管の責に任ずるものとする。

第15条（損害賠償）

1. 乙の賃貸期間中は、乙及びその関係者、又は第三者にあっても、本物件に破損、滅失、その他の損害を与えた場合は、乙は直ちにその旨を甲に連絡し、甲の蒙った損害を賠償しなければならない。
2. 本物件の賃貸借に関連して、他の賃借人へ損害を与えた場合は、当事者間において善処するものとする。
3. 天災及び人災の如何を問わず、直接甲の責に帰することの出来ない理由により、乙が受けた損害については、甲は賠償の責を負わぬものとする。

第16条（禁止事項）

乙は、本物件にて下記の行為をしてはならない。

- (1) 近隣に迷惑を及ぼすこと。
- (2) 甲の許可を得ないで本物件外部へ看板の設置又はこれに類似した掲示をすること。
- (3) 甲の許可を得ないで、動物及びペット類を飼育すること。
- (4) 甲の許可を得ないで、本物件へ汚物、爆発物、悪臭を発する物、引火のおそれのある物、その他 他人へ迷惑や、構造物へ危険を及ぼす物を持ち込んだり、製造、保管すること。
- (5) 違法行為及び公序良俗に反する一切の行為

第17条（契約の消滅）

次の各号の一に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしないものとする。

- (1) 天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になっ

たとき。

- (2) 法令等公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

第18条（契約解除）

甲は、乙が次の各号の一つでも該当したときは、何ら催告をしないで本契約を解除することが出来、乙は無条件にて本物件を明渡すものとする。

万一、乙がこれに従わない場合は、甲は、勝手に本物件の使用不能処理をとるとともに、本物件内の乙の設備、造作、その他一切の物品を自由に処分出来るものとし、このことに関して乙は一切異議を申し立てず、いかなる損害の請求をも放棄するものとする。又それらの処分に要した費用は乙の負担とする。

- (1) 賃料を2ヶ月以上支払わなかった場合または5回以上滞納したとき
- (2) 本契約1条・12条・14条・16条・18条に違反したとき。
- (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社整理、会社更生手続開始の申立てを受け、又は、申立てをなしたとき
- (4) 仮差押、仮処分、強制執行、競売の申し立てを受けたとき

第19条（明渡し）

1. 本物件の明渡しに際しては、乙は本物件に加えた、造作、設備等を撤去し、賃貸借契約成立当時の原状に復するものとする。また美装クリーニングを乙の費用で行うものとする。但し、甲の許可ある場合は、無償で留置してもよいものとする。乙はその代価を甲に求めてはならない。
2. 乙は、その明渡し期日までに原状回復工事を行い甲の承諾を得なければならない。
3. 明渡しに際して、乙は、甲に契約書及び鍵全部を返還するとともに、公共料金の領収書を提示しなければならない。
4. 賃貸借契約が終了したにもかかわらず、乙が明渡しを完了しない場合は、乙は明渡し完了の日迄賃料等の倍額を甲に支払うものとし、甲が別途損害を蒙った時は、その損害をも賠償しなければならない。

第20条（規定外事項）

本契約に定めのない事項については、関係法規ならびに慣習に従うものとし、甲・乙は各々信義を重んじ、良識を以って協議のうえ解決するものとする。

第21条（本契約に関する紛争）

本契約に関し甲・乙間に紛争が生じたときは、物件所在地の裁判所を管轄裁判所とすることを、甲と乙は予め合意するものとする。

特約事項

1. 本物件に対して損害賠償責任保険を付保し、万一火災等により本物件が滅失、毀損した場合は、この保険給付金にて補填するものとする。
2. 乙が、本件物件に看板を設置する場合は、甲に対し、事前に書面を以ってその内容を通知し、甲の承諾を得なければならない。
3. 本物件の近隣よりクレーム等が発生した場合は、乙は誠意をもって対応し、甲に一切の迷惑をかけないものとする。
4. 甲は、お客様駐車場で生じた乙のお客様・従業員等の自動車の衝突、人身事故、盗難・天災等による事故被害に対して、その責任を負わないものとする。
5. お客様駐車場に 従業員・スタッフ等の駐車を禁止するものとする。
6. 堺市政相談所として使用するものとし、選挙事務所として使用してはならない。
7. 消費税率改訂の場合は、その改訂年月より消費税額は変更されるものとする。

本契約の証として、本書式通を作成し、各自署名捺印して各々巻通保有する。

平成23年10月5日

貸主
(甲) 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]

借主
(乙) 住所 堺市 [redacted]
氏名 三宅 達也
電話 072-299-0777

連帯保証人
(丙) 住所 堺市 [redacted]
氏名 [redacted]
電話 [redacted]

仲介者
免許番号 大阪府知事(2)第51403号
名称 株式会社 西上建設
代表者氏名 代表取締役 西上孔雄
所在地 堺市南区檜尾471番地1
電話 072-297-0725
取引主任者 西上 孔雄
登録番号 (大阪)第 [redacted] 号

仲介者
免許番号 大阪府知事(1)第53840号
名称 株式会社 ニシケンホームセンター
代表者氏名 代表取締役 西上治之
所在地 堺市南区桃山台2丁3番4号
電話 072-298-2340
取引主任者 [redacted]
登録番号 (大阪)第 [redacted] 号

変更契約書

貸主（甲）[redacted]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第3条1項、賃料・消費税は下記の通りと定め、支払うものとする。
月額120,000円（内消費税等相当額8,889円）
2. 本契約の効力は、平成26年4月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年2月28日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市 [redacted]
[redacted]
[redacted]



借主（乙）

住所
氏名
電話

堺市 [redacted]
三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）[redacted]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第2条、賃貸借期間を平成27年5月1日より平成31年4月30日迄の4年とする。
2. 本契約の効力は、平成27年5月1日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年4月30日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

[redacted]
[redacted]
[redacted]



借主（乙）

住所
氏名
電話

[redacted]
三宅達也
072-299-0777



変更契約書

貸主（甲）[redacted]と借主（乙）三宅達也は、平成23年10月5日付けで締結した事業用建物賃貸借契約書（以下「契約書」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

1. 契約書第9条、連帯保証人（丙）を[redacted]に変更する。連帯保証人（丙）は乙と連帯して本契約に基づく乙の債務一切について履行の責を負うものとする。

4. 本契約の効力は令和2年9月11日から生じるものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、各自記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年9月11日

貸主（甲）

住所
氏名
電話

堺市 [redacted]
[redacted]
[redacted]



借主（乙）

住所
氏名
電話

堺市 [redacted]
三宅達也
[redacted]



連帯保証人（丙）

住所
氏名
電話

堺市 [redacted]
[redacted]
[redacted]



駐車場契約書

駐車場管理者 桃山台 商店会 と平成27年5月1日より政務活動の事務所補助を目的として駐車場契約を 堺市議会議員 三宅 達也 と結ぶこととする。

なお、内容については下記のように取り決める。

- ① 駐車場使用代は月額 7000 円とする。
- ② 定められたスペース以外は使用しない。
- ③ 使用する時間帯は桃山台近隣センターの開店時間とする。
- ④ 料金の改定は商店会の総会によって決定し、事前に通知を行う。

平成 27 年 5 月 1 日

駐車場管理者

堺市南区桃山台3丁1番
桃山台近隣センター商店会

契約者

三宅 達也

※本書を2部作成しそれぞれ1部ずつ保管することとする